建築工事特記仕様書

Ⅰ 工事概要

工事名称	愛知中学校体育館天井改修工事
工事場所	滋賀県愛知郡愛荘町市７７９番地　　敷地面積　25,436.94 ㎡
用途規制	第１種低層　第２種低層　第１種中高層　第２種中高層　第１種住居　第２種住居 準住居　近隣商業　商業　準工業　工業　工業専用　[指定なし]
防火規制	防火地域　準防火地域　法22条指定区域　[指定なし]
その他の規制	風致地区　自然公園　宅造規制区域　市街化区域　[市街化調整区域]
工事期間・限	日間　平成２４年 ３月 日限
工事種目	

NO	名称	工種	構造	床面積（㎡） 1階	2階		延面積	備考
A	体育館天井改修工事	改築	S造					

概要説明	本工事は建築基準法施行令第39条に伴う耐震対策を目的に行う。
別途工事	

Ⅱ 建築工事仕様

1　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書 平成２２年版」（以下「標仕」という）による。（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「建築工事監理指針　平成２２年版」及び「公共建築改修工事標準仕様書 平成22年版」を参考とする。）

2 特記仕様
1　項目は番号に ○ 印のついたものを適用する。
2　特記事項は　⊙ 印のついたものを適用する。
　　◶ 印のない場合は ※ 印のあるものを適用する。
　　◶ 印と ※ 印のある場合はともに適用する。
3　特記事項に記載の（　）内表示番号は、標仕の当該項目、当該表、当該図を示す。

章	項目	特記事項
①一般共通事項	(1) 施工基準	本工事は、工事請負契約書及び同約款を遵守し、本特記仕様書を含む図面　（表紙共）４３ 葉、標仕により完全に施工する。 上記相互間に相違のある場合の優先順位は、記載の順序とする。 (1.1.1)
	(2) 完成図	完成図の種類、記入内容および様式は標仕により作成し、ＣＡＤ原図（ＣＡＤデータとも）および焼付製本　３ 部を提出するものとする。 (1.7.1～1.7.3)
	(3) 工事写真	工事管理写真はカラーとし、その内容が明確に判別できるものとする。デジタル写真とする場合、使用するデジタルカメラの総画素数は200万画素以上、記録画素数は640×480画素以上とする。

区分	分類・規格	撮影箇所	部数	備考
着工前	サービス版	⊙10 ・20 ・30	1	状況によりつなぎ写真
工事中	サービス版		1	必要に応じ撮影する
完成時	サービス版	・ ⊙9 ・12	1	完了届提出用
定期提出	サービス版	※ 3 ・ 6 ・ 9	1	工事月報用
竣工写真	※ サービス版 ・ キャビネ版	・ ・15 ・ 7	1	主として外観
	サービス版	・ ⊙10 ・ 20	1	主として内観
	竣工写真については、デジタル写真の場合はファイル形式をＪＰＥＧとし、ＦＤ、ＭＯ、またはＣＤ-ＲＯＭにて提出すること。			

工事写真の撮影要領は、「工事写真の撮り方・建築編」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)による。
完成写真の撮影場所は監督職員の指示による。 工事写真キャビネ版はアルバム台紙に、サービス版は工事写真帳に貼り付けて提出すること。

(4) 技術検査　工事施工途中において、適宜中間技術検査を行う。 (1.6.2)
(5) 現場代理人　原則として、現場代理人は他の工事と重複して従事することはできない。
現場代理人は、請負人との直接的な雇用関係が確認できる資料を監督職員に提出すること。
(6) 技術管理者　請負人は、建設業法に定める専任の技術者の任命を行い、現場に派遣し技術管理にあたらせること。
7 技能士　各工種の作業については、極力技能士の資格を有する者に作業をあたらせること。 (1.5.2)
また、請負人は、○印のついた工事種別および技能検定の職種について、職業能力開発促進法による一級技能士または単一等級の資格を有する者を、１職種１名以上該当工事作業中工事現場（資材製作加工の場合は製作所）に常勤させるとともに、作業に先立ち事前にその氏名等を監督職員に届け出なければならない。
・ 仮設工事(とび) ・ 鉄筋工事(鉄筋) ・ コンクリート工事(・ 型枠 ・ ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送)
・ 鉄骨工事(構造物鉄工) ・ ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾟﾛｯｸ/ALCﾊﾟﾈﾙ工事(・ CB積 ・ ALCﾊﾟﾈﾙ施工)
・ 防水工事(・ ｱｽﾌｧﾙﾄ防水 ・ 合成ｺﾞﾑｼｰﾄ防水 ・ ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水 ・ ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水 ・ ｾﾒﾝﾄ系防水 ・ ｼｰﾘﾝｸﾞ)
・ 石工事(・石張り ・ 石積み ・ 石材加工) ・ タイル工事(タイル張り) ・ 木工事(建築大工)
・ 屋根及びとい工事(・屋根金属薄板葺きおよびとい設置 ・ かわらぶき ・ 石綿スレート葺き)
・ 金属工事(鋼製下地) ・ 左官工事(・ 金こて仕上,ﾓﾙﾀﾙ塗り,吹付 ・ 断熱硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ吹付)
・ 建具工事(・ ｻｯｼ施工 ・ ｶﾞﾗｽ加工取付 ・ 木製建具加工取付 ・ 自動ドア取付) ・ 塗装工事(塗装)
・ カーテンウォール工事(金属製カーテンウォール施工)
・ 内装工事(・ 表具 ・ 壁装 ・ 畳製作施工 ・ ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床施工 ・ ｶｰﾍﾟｯﾄ系床施工 ・ ｶｰﾃﾝ施工 ・ ﾎﾞｰﾄﾞ仕上)
・ 排水工事(配管) ・ 植栽工事(植栽) ・ 外壁改修工事(樹脂接着剤注入施工)

(8) 建築材料等	建築材料等は、極力県内産品を選定することとし、製品等は特記されたものまたは同等品以上とする。 ただし、同等品以上とする場合は監督職員の承諾を受けること。 工事で使用する各種塗料類、接着剤類、その他の材料のホルムアルデヒド放散量はＦ☆☆☆☆とする。 あわせて、その他室内空気汚染（揮発性有機化合物）対策として、その原因となる物質の含有量が低濃度である材料を極力選定する。（標仕を参考とすること。） (1.4.1) さらに、環境配慮の視点から、グリーン購入法に基づくエコマーク商品や建設リサイクル法により再資源化されたリサイクル製品、材料の利用にも努めること。 (1.4.1) 工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとすること。 (1.4.1)
(9) 材料の検査に伴う試験	試験は、原則として公的試験場で行うものとし、その場所の決定にあたっては監督職員の承諾を受けること。
10 特殊な材料の工法	標仕に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。
(11) 各種検査合格書等	各種検査を必要とするもの、責任施工のもの等は、各合格書又は保証書およびその写し各１部を提出すること。なお、責任施工のものは、請負契約者・施工下請業者・材料製造所の連名書とする。
12 設備工事との取合	各設備工事によるコンクリート部分の梁、壁、床の貫通補強及び仕上げ部分、軽量鉄骨天井下地、同壁下地の開口補強は建築工事とする。
(13) 下請け業者の選定	各種下請業者、製造所等県下で供給出来るものについては、極力市内業者を選定すること。
(14) 公害対策	工事着手前に付近の状況を調査し、騒音、振動、塵埃の発生、土壌汚染、排水汚染等公害発生のなきよう、工事竣工まで万全の対策を講ずること。 (1.3.11)
(15) 産業廃棄物の処理	請負人は、産業廃棄物を適正に処理するにあたり下記事項を含め、事前に監督職員に施工計画書を提出して承諾を受けること。 (1.3.8) (1) 本工事に使用する特定建設資材及び排出する特定建設資材廃棄物については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）を厳守し、分別解体及び再資源化等実施すること。 (2) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」（リサイクル法）及び建設副産物適正処理推進要綱を厳守し、建設副産物の発生抑制および再利用の促進に努めること。また再生資源利用【促進】計画書および同実施書を作成し速やかに報告のこと。 (3) 請負人は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を厳守し、同法第１２条の３によるマニフェストシステムにより的確に実施すること。
(16) 発生材の処理	引渡しを要するもの：　――
(17) 保険等	請負人は工事の内容に応じた火災保険、建設工事保険等を工事目的物に付するものとする。
(18) 安全対策	※ 工事車両の出入りについては、速度制限を厳守し、危険防止に努めること。また、必要に応じて交通整理員を配置するとともに、近隣家屋に騒音、振動等の公害が発生しないよう留意し、工事全般に万全の対策を講ずること。また、施設運営についても担当者と協議を行い、支障のないよう努めること。 ・ 別添仮設計画図・配置図等により示された仮設計画を参考に、請負人にて構造、施工方法について十分検討のうえ、関係法令に従い安全堅固に設置すること。
(19) 総括安全衛生管理義務者	労働安全衛生法第３０条第２項の総括安全衛生管理義務者には、（※建築工事 ・ 電気設備工事 ・ 機械設備工事） の請負人を指名する。
(20) シンナー等の保管	シンナー等については、工事現場に放置することなく、保管を厳重に行い盗難を防止するとともに、保管数量についても、作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うものとする。
(21) 火気の管理	喫煙等については一定の場所を指定し、火元責任者を配すること。
(22) 過積載防止の措置	請負人は過積載等の違法運行防止を図るため、道路交通法を遵守する旨を記載した施工計画書を提出すること。
(23) 騒音振動の防止	請負人は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規定（平成13年国土交通省告示第487号）」に基づき指定された建設機械（'97ラベル）を使用すること。
(24) 工事カルテの作成及び登録	請負人は、工事請負代金５００万円以上の工事について、工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）入力システムに基づき「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後、（財）日本建設情報総合センター（JACIC）に提出するとともに、センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に提出すること。 なお、工事請負代金が５００万円以上２，５００万円未満の工事については、受注時の登録のみでよい。 提出の期限は以下のとおりである。 （１）受注時登録データの提出期限は、契約締結後１０日(土、日、祝日、年末年始を除く)以内とする。 （２）完了時登録データの提出期限は、工事完了後１０日(土、日、祝日、年末年始を除く)以内とする。 （３）施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から１０日以内に変更データを提出しなければならない。
25 低入札価格調査制度に基づく措置	(1)配置技術者の増員 建設工事等入札執行要領第１７条第１項ただし書きの規定に基づく基準に満たない価格で落札した場合において、監理（主任）技術者とは別に、入札公告に定める監理（主任）技術者の要件と同一の要件を満たす技術者を専任で１名現場に配置しなければならない。 なお、当該技術者は、監理（主任）技術者を補助し、監理（主任）技術者と同様の職務を行うものとする。 また、当該技術者を求めることになった場合には、その指名その他必要な事項を監理（主任）技術者と同様の方法により届け出ること。 (2)施工体制台帳および施工計画書にかかる内容の説明 建設工事等入札執行要領第１７条第１項ただし書きの規定に基づく基準に満たない価格で落札した場合において、請負人は施工体制台帳および施工計画書の提出に際して、監督職員からその内容の説明を求められたときは、応じなければならない。 (3)材料、下請負代金等の支払い状況等の説明 建設工事等入札執行要領第１７条第１項ただし書きの規定に基づく基準に満たない価格で落札した場合において、毎月の下請負代金の支払い状況が確認できる資料を履行報告に追加して提出すること。 の支払いの状況について説明を求められた場合は、これまでに要した経費等の支払いを確認できる資料ならびに今後必要とする経費等とこれにかかる資金の調達方法の資料を提示するとともに、それらの内容について説明を求められた場合は、応じなければならない。 (4)工事コスト調査への協力 請負人は、建設工事等入札執行要領第１７条第１項ただし書きの規定に基づく基準に満たない価格で落札した場合においては、工事コスト調査に協力しなければならない。 （概要は県ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ：http://www.pref.shiga.jp/h/d-kanri/kensetsu_low/index.htmlを参照のこと） ・元請者は、下請者の協力を得て、間接工事費等諸経費動向調査票(建築工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、完了届提出後１週間以内に発注者に提出するものとする。なお、調査票等については、別途、監督職員から指示するものとする。 ・請負人は、間接工事費等諸経費動向調査票等について、費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、元請者は、下請者についてもﾋｱﾘﾝｸﾞに参加させるものとする。

(26) 施工体制点検	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に従い、施工体制を請じること。
(27) 設計ＧＬ	※ 図示　　・ 監督職員が現場にて決定する。
(28) 揮発性有機化合物の室内濃度測定	平成18年国土交通省告示第1130号に基づく「評価方法基準　第5 6-3 (3)」に定められた方法によること。 (1.5.9) 測定箇所：内部１箇所、外部１箇所 測定化学物質　・ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ ・ ﾄﾙｴﾝ ・ ｷｼﾚﾝ ・ ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ ・ ｽﾁﾚﾝ ・ ﾊﾟﾗｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ ・
(29) 不法無線局の排除	請負人は電波法を遵守し、不法無線局を搭載した工事車両を使用しないものとし、工事現場において、不法無線局を搭載していると疑わしい車両を発見したときは、速やかに監督職員にその旨報告すること。
(30) 取扱説明書の作成	竣工引渡し時に取扱説明書等必要書類を必要部数作成し、ファイリングして提出すること。 (1.7.3) （部数、詳細については、監督職員の指示による。）
31 近隣住民等への説明	請負人は、必要に応じて施工に先立ち地元自治会、近隣住民等に工事施工内容の説明を行うこと。
32 近隣家屋の調査	請負人は、工事の着手前および完了後に、図示部分の近隣家屋・工作物等の調査を実施し、工事に起因する損傷等の有無を確認すること。万一、損傷等が生じた場合は請負人の責任において現状に復旧すること。 また、請負人自ら必要と思われる図示以外の近隣家屋・工作物等についても調査を行うこと。
33 ﾕﾆﾊﾞｰｻﾙﾃﾞｻﾞｲﾝ	バリアフリー化にあたっては、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」を遵守すること。
(34) 別途工事との連絡協議	請負人は、別途施工中である県道拡幅工事および上水道管布設替工事の業者間で互いに連絡を取り、定期的に協議を行い、工事施工上の調整を図ること。
35 ｽﾄｯｸﾏﾈｰｼﾞﾒﾝﾄ	別紙による対象項目について調査を行い、監督職員に指定された電子データにて提出すること。
36 住宅性能評価	請負人は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」を遵守し、住宅性能評価書に示された品質を確保すること。
(37) 設計図面	※工事着手時に請負者負担にて、設計図（A2版）及び縮小版（Ａ３判）背貼製本の上、下記部数を監督員に提出すること。　（A2版　※3部　⊙2部）　（縮小版　※5部　⊙2部） （大冊になる場合は分冊とする。表紙及び背　表紙には「施設名、工事名、年度」別等を明朝体文字にて記入すること。詳細は監督職員の指示による。）

②仮設工事

1 監督員事務所	監督員事務所の規模　（ ・ １０㎡ ・ ２５㎡ ・ ３５㎡ ・ ６５㎡ ・ １００㎡）程度 (2.3.1) 備品　机、いす、書棚、黒板、ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、安全帯、衣類ロッカー 請負人加入電話の子機、冷暖房機器、消火器等監督職員の指示による。 (2.3.1)
2 仮囲い	図示による他鉄板塀、金網塀、板塀等の仮設計画を立案し、監督職員と協議すること。
(3) 工事用水	構内既存の施設　⊙利用できる（※ 有償 ・ 無償 ） ・ 利用できない
(4) 工事用電力	構内既存の施設　⊙利用できる（※ 有償 ・ 無償 ） ・ 利用できない
5 シート養生	必要に応じて室内外の壁、天井、床等シートで養生する。 溶接作業を行う場所については、防災シートを使用し、防火対策を講ずる。
(6) 手すり先行足場	「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成15年4月策定）」に基づき設置すること。 足場の種類　上記のガイドラインにおける「手すり先行工法による足場設置基準」に基づく働きやすい安心感のある足場（手すり先行専用足場型または改善措置機材設置型（改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保したもの））とすること。

⑭金属工事

1 ステンレスの種類	種類　※ ＳＵＳ ３０４ ・ 表面仕上げ　※ ＨＬ仕上げ ・ Ｎｏ．２Ｂ ・ 鏡面仕上げ (14.2.1)
2 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理	(14.2.2),(表14.2.1) 種別 / 表面処理 / 施工箇所 ※ Ｂ－１種 / 無着色 / ・ Ｂ－２種 / 電解着色（　色） / 図示 ・ Ｄ　種 / / / /
3 鉄鋼の亜鉛メッキ	(14.2.3),(表14.2.2) 表面処理 / 種別 / 施工箇所 燐酸溶融亜鉛メッキ / ・Ａ種 ・Ｂ種 ・Ｃ種 / 電気亜鉛メッキ / ・Ｄ種 ・Ｅ種 ・Ｆ種 /
4 軽量鉄骨天井下地	野縁等の種類　屋内 ※ １９型 ・ ２５型　屋外 ・１９型 ※ ２５型（耐風仕様） (表14.4.1) 外部野縁受、吊りボルト、インサートの、端部からの設置位置　※ １５０以内 ・ (14.4.3) 外部野縁の間隔　※ 標仕表１４．４．２による。 ・
5 軽量鉄骨壁下地	スタッド、ランナーの種類　・ ５０型 ・ ６５型 ・ ７５型 ・ １００型 (表14.5.1)
9 天井廻縁	材質　・アルミニウム製　※ 塩化ビニル製
(10) 天井見切り縁	材質　⊙アルミニウム製 ・ 塩化ビニル製 ・木製
11 点検口	天井　材質：※ アルミ既製品 ・　規格：※ ４５０角 ・ 床　材質：※ アルミ既製品 ・　規格：※ ６００角 ・ 材質：※ アルミ既製品

⑲内装工事

1 フローリング張り	(19.5.2) 種類 / 樹種 / 厚さ(mm) / 工法 / 仕上げ 単層 / ・フローリングボード / / / / / 単層 / ・フローリングブロック / / / ・ ・乾式 / 単層 / ・モザイクパーケット / / / ※乾式釘どめ ・接着 / 複合 / ※ 複合１種フローリング / / 12 / ※乾式釘どめ ・接着 / 複合 / ・複合２種フローリング / / / ・ / 複合 / ・複合３種フローリング / / / ・ /
2 せっこうボード張り	(19.6.2),(表19.6.1) ＪＩＳ規格品　厚さ(mm) ・９．５ ・１２．５ (19.7.2)
(3) 化粧せっこうボード張り	ＪＩＳ規格品　⊙トラバーチン模様 ９．５ ・木目模様 ９．５ ・杉柾模様 ９．５ (19.7.2) （既設合せ）
4 無石綿セメント板	厚さ(mm) ・４ ・５ ・６ ・ (19.7.2)
5 無石綿ケイ酸カルシウム板	厚さ(mm) ・５ ・６ ・８ ・１０ ・１２ (19.7.2)

訂正事項

株式会社　水原建築設計事務所
一級建築士事務所　滋賀県知事登録　第63号
一級建築士登録　第87336号
水原　脩
彦根市長曽根南町４４３番地 TEL 0749-22-1679

愛知中学校体育館天井改修工事　設計図

特記仕様書－１

DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE

SHEET NO.
A－01

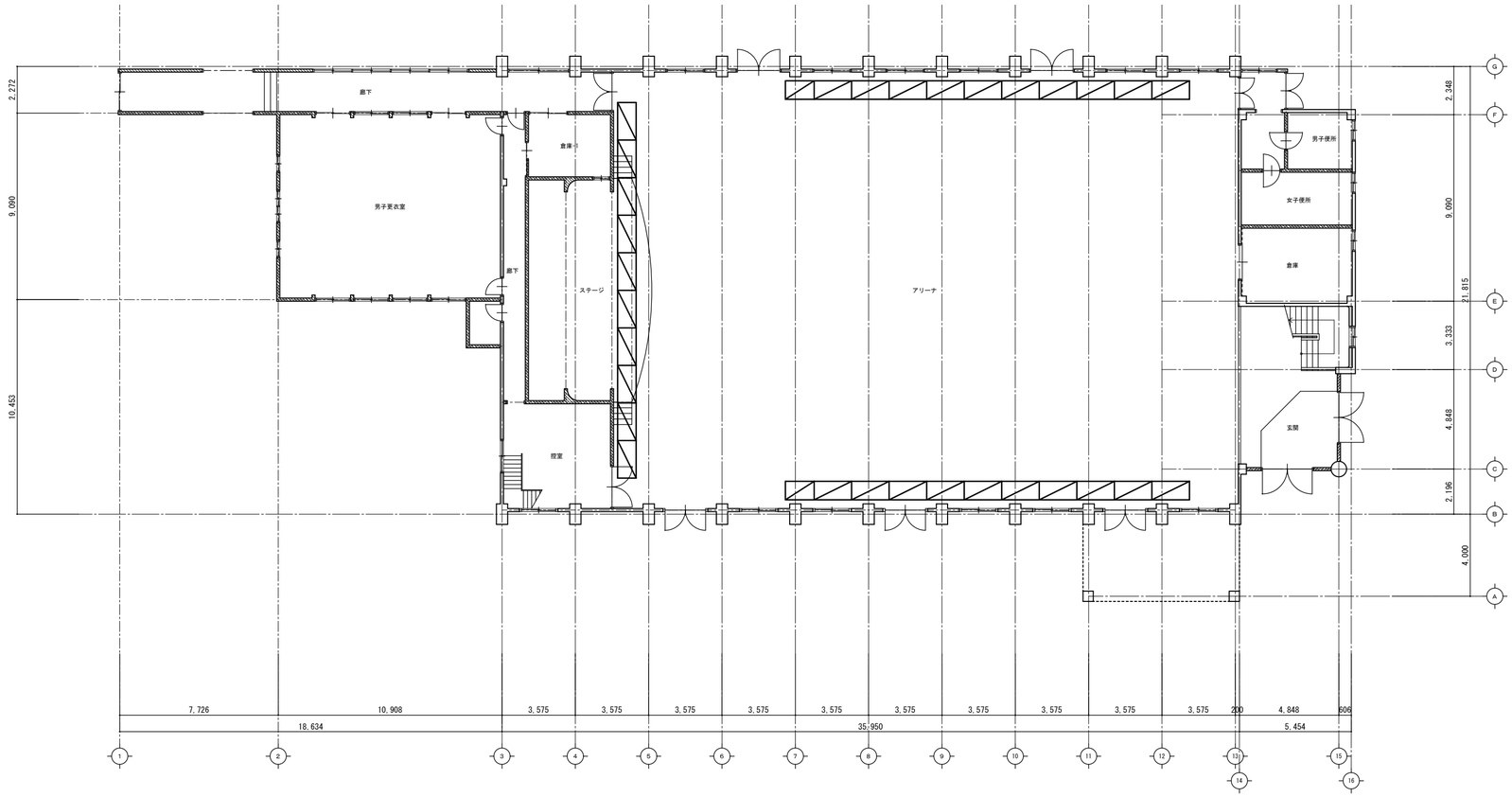

1階平面図　1/100

■特記事項

1．　足場は、労働安全衛生法、その他の関連法規・規則（平成21年6月1日より改正施行）等で定められた安全基準に準じた構造のものとする。１階の足場外周には、宿舎進入口を除きガードフェンスを設置する。

建物と足場の隙間は、足場の２層毎に落下防止網を設ける。

■仮設工事凡例

1．　手摺先行枠組足場 建地幅 W=900を示す。（支柱下は敷板設置）

2．　図示無きも必要と思われる場合はブラケット足場（可動幅タイプ）等を設置のこと。

訂正事項

株式会社　水原建築設計事務所
一級建築士事務所　滋賀県知事登録　第63号
一級建築士登録　第87336号　水原脩
本社 彦根市長曽根南町４４３番地　TEL 0749-22-1679

愛知中学校体育館天井改修工事　設計図

1階平面図

DRAWN BY | CHECKED BY | SUBMITTED BY | DATE | SCALE 1/200

SHEET NO. A－02

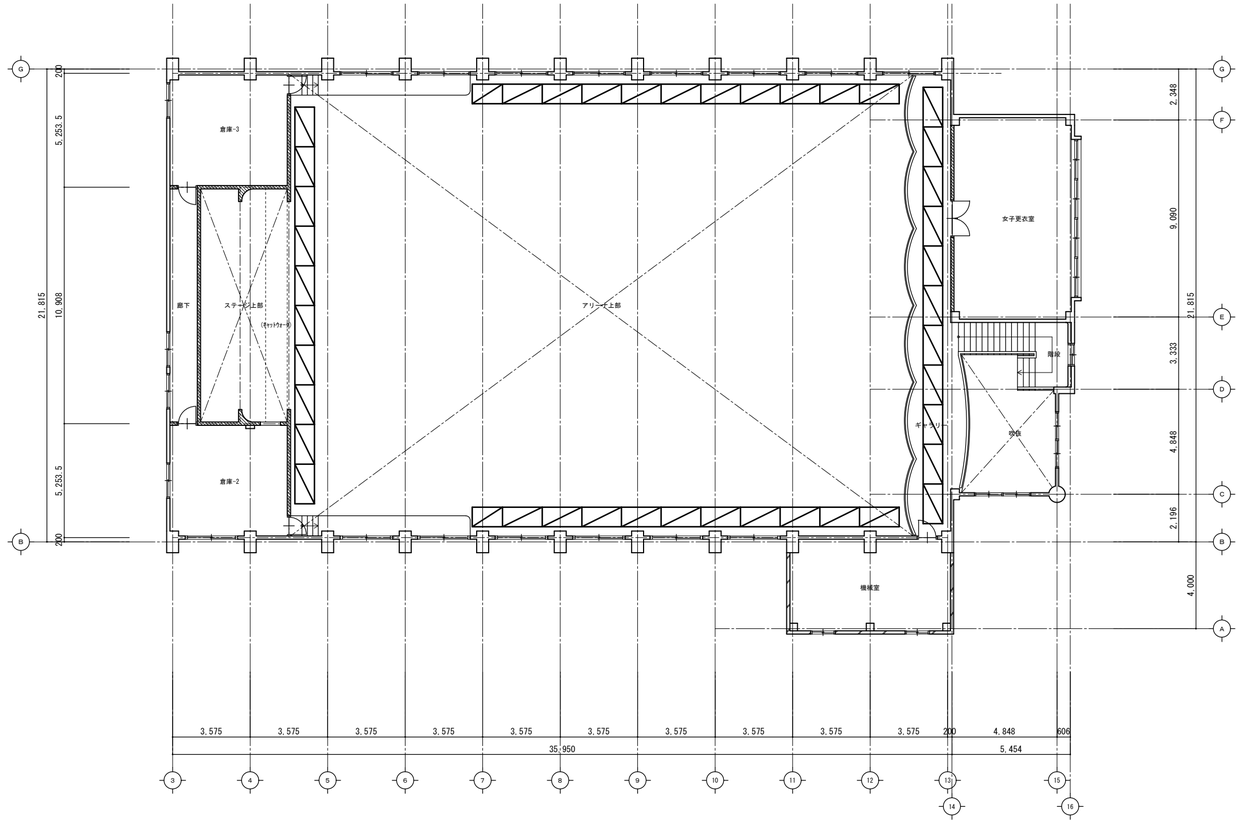

2階平面図　1/100

訂正事項

株式会社　水原建築設計事務所
一級建築士事務所　滋賀県知事登録　第63号
一級建築士登録　第87336号　水原脩
本社 彦根市長曽根南町４４３番地　TEL 0749-22-1679

愛知中学校体育館天井改修工事　設計図

2階平面図

DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE
				1/200

SHEET NO.
A－03

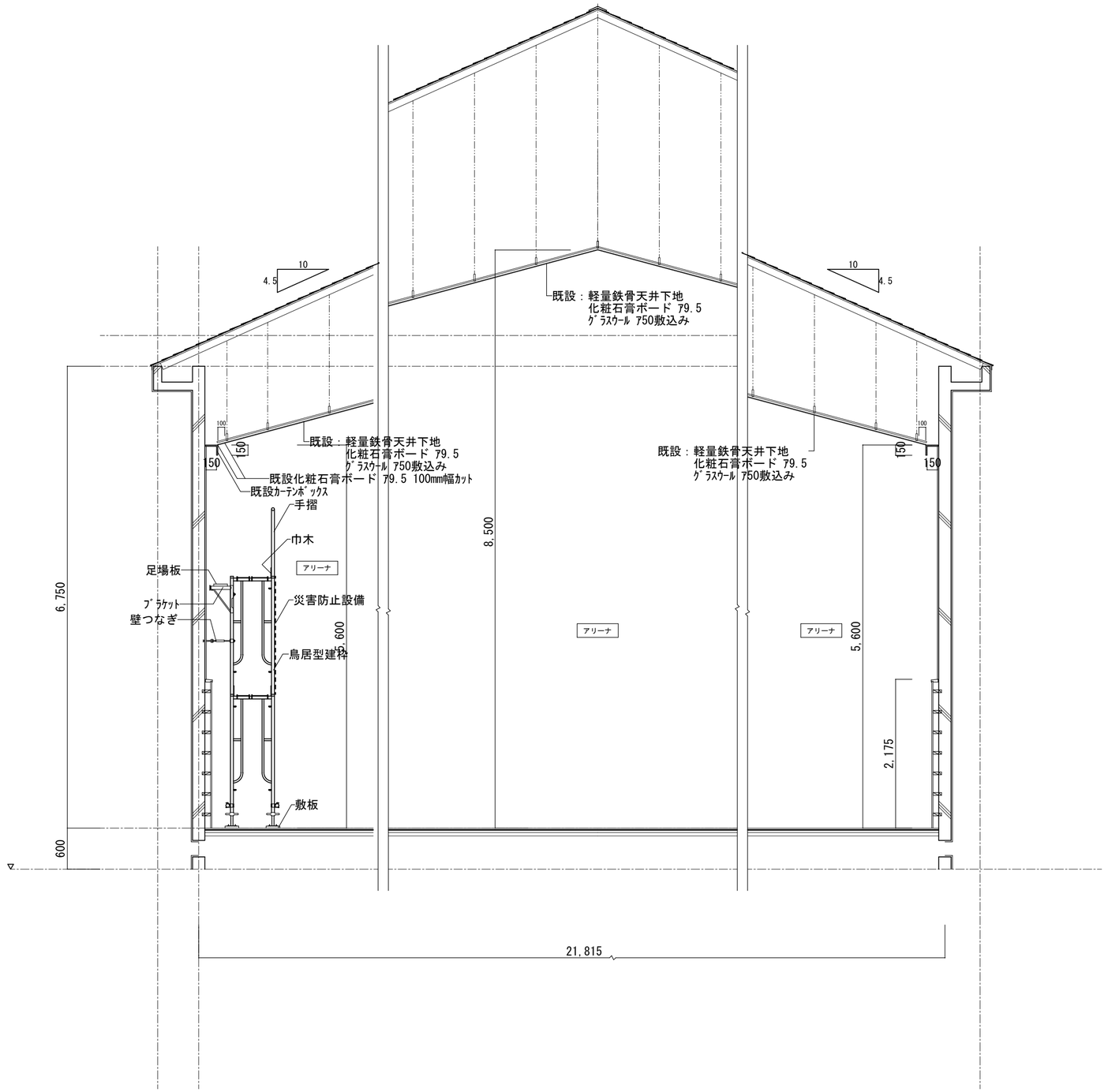

■天井改修詳細図

既　設	改　修
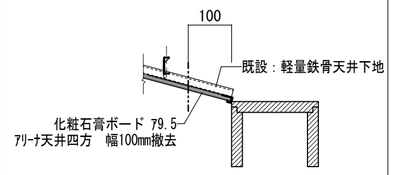	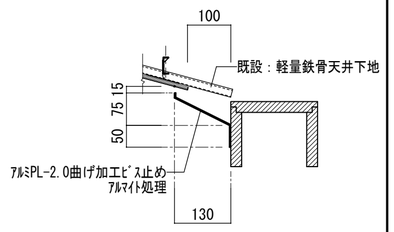

■ 工 事 概 要
1．本工事は建築基準法施行令第39条に伴う耐震対策を目的に行う。
2．体育館アリーナ部の天井仕上と壁間に100mmのスリットを設け、自在ﾊﾞｰを設置する。

■ 特 記 事 項
1．本工事において、騒音・振動・塵埃に対し充分考慮した上で施工するものとする。
2．本工事に伴い万一既設建物及び設備関係等に損傷を与えたり、その構造及び機能
を低下させた場合は業者の責任において現状復旧すること。
3．問題等が生じた場合は、早急に監督職員と協議の上解決のこと。
4．請負人は産業廃棄物を適正に処理するにあたり下記事項を含め、事前に監督職員
に施工計画書を提出して承諾を受けること。
・本工事に使用する特定建設資材及び排出する特定建設資材廃棄物については、
「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設ﾘｻｲｸﾙ法）を遵守し、
分別解体および再資源化等を実施すること。
・「資源の有効な利用の促進に関する法律」（ﾘｻｲｸﾙ法）及び建設副産物適正処
理推進一定規模以上の工事においては再生資源利用「促進」計画書及び同実施
書を作成し速やかに報告のこと。
・請負人は「廃棄物の処理および清掃に関する法律」を遵守し、同法第１２条の
３によるマニュフェストシステムにより的確に実施すること。
・鉄材、木材は、建設リサイクル法第16条の　規定により再資源化をはかるため、
再資源可能な処理施設にて再資源化処理を行う。

訂正事項

株式会社　水原建築設計事務所
一級建築士事務所　滋賀県知事登録　第63号
一級建築士登録　第87336号　水原脩
本社 彦根市長曽根南町４４３番地　TEL 0749-22-1679

愛知中学校体育館天井改修工事　設計図

矩計図

DRAWN BY	CHECKED BY	SUBMITTED BY	DATE	SCALE
				1/50

SHEET NO. A－04

特 記 仕 様 書

１．工事名　　平成 25 年度工事第 26 号
　　愛知中第 2 体育館天井改修工事

２．工　期　　契約締結日から平成 25 年 9 月 13 日

　工期については、上記のとおりとするが、現場施工については部活動生徒の安全確保のため、学校の夏季休業中の 8 月 27 日までに完成させるよう、日程調整すること。

（全体）

当 初　　設計書

平成25年度 工事第26号

業　務　名　　愛知中第2体育館天井改修工事

箇　所　　愛荘町市1733番地

一金　　円　　(内消費税　　円)

設計大要

愛知中第2体育館天井改修工事　　1式

設計理由

愛荘町

番号	名　　称	数 量	単位	金　額	備　考
A	天　井　改　修　工　事	1	式		
	直　接　工　事　費　計				
B	共　通　仮　設　工　事　費	1	式		
C	現　場　管　理　費	1	式		
D	一　般　管　理　費	1	式		
	工　事　費　計				
E	消　費　税	1	式		
	合　計				

番号	名称	種別形状	数量	単位	単価	金額	摘要
	天井改修工事						
1	仮設工事		1.0	式			
2	天井改修工事		1.0	式			
	合計						

番号	名称	種別形状	数量	単位	単価	金額	摘要
1	仮設工事						
	部分養生	床	313.0	㎡			
	墨出し		106.0	m			
	内部足場	枠組足場 W900	544.0	㎡			
	同上 手摺		105.0	m			
	清掃・片付け		313.0	㎡			
				㎡			
	竣工時部分清掃		313.0	㎡			
	合計						

番号	名称	種別形状	数量	単位	単価	金額	摘要
2	天井改修工事						
	天井スリット切断		106.0	m			
	天井見切	ｱﾙﾐPL-2.0曲げ加工ﾋﾞｽ止め	106.0	m			
	合計						